

3 保健・医療・福祉連携の推進

- 01 周産期医療ネットワーク事業（南三陸のネット・ゆりかご）
- 02 ICT（情報通信技術）を活用した医療連携構築事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間（H23年度～H32年度）				
		復旧期（3年）			再生期 （4年）	発展期 （3年）
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
(2)保健・医療・福祉 ①安心できる地域医療の確保 ■3 保健・医療・福祉連携の推進 01 周産期医療ネットワーク事業（南三陸のネット・ゆりかご） 02 ICT（情報通信技術）を活用した医療連携構築事業						

○事業概要

事業名	事業内容
01 周産期医療ネットワーク事業 （南三陸のネット・ゆりかご） 【医療整備課】	県沿岸部における周産期医療体制に対応するため、南三陸町に助産師外来を設置するとともに、インターネット等を用いて健診データを協力医療機関と共有し、医師の指導が受けられる体制（「南三陸のネット・ゆりかご」）を確立するもの。 【事業主体：国，県】
02 ICT（情報通信技術）を活用した医療連携構築事業 【医療整備課】	医療従事者の不足が懸念される中、切れ目のない医療の提供体制を推進するため、ICTを活用した地域医療連携システムを構築することにより、病院、診療所、福祉施設、在宅介護事業者等の連携強化・情報共有を図り、子どもから高齢者までだれもが、県内どこでも安心して医療が受けられる体制を構築するもの。 【事業主体：国，県】

② 未来を担う子どもたちへの支援


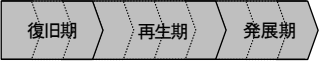
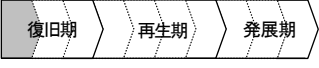
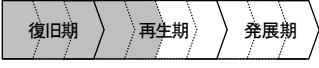
1 被災した子どもと親への支援

- 01 **緊急** 要保護児童支援事業
- 02 **緊急** 子どものこころのケア推進事業
- 03 母子自立支援員設置事業
- 04 母子寡婦福祉資金貸付及び利子補給事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)						
		復旧期(3年)			再生期 (4年)	発展期 (3年)		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度				
(2)保健・医療・福祉 ②未来を担う子どもたちへの支援 1 被災した子どもと親への支援								
01 要保護児童支援事業	緊急	→						
02 子どものこころのケア推進事業	緊急	→						
03 母子自立支援員設置事業		→						
04 母子寡婦福祉資金貸付及び利子補給事業		→						

○事業概要

事業名		事業内容
01 緊急	要保護児童支援事業  【子育て支援課】	震災に伴い要保護状態になった児童を養育するため、里親への委託や児童養護施設等への入所措置を行うもの。 【事業主体：国，県】
02 緊急	子どものこころのケア推進事業 (P. 35 に再掲)  【子育て支援課】	震災の影響により、PTSD等の症状を呈する児童等に対し、児童精神科医師及び臨床心理士等による「子どものこころのケアチーム」が巡回指導等を行うもの。 【事業主体：県】
03	母子自立支援員設置事業  【子育て支援課】	震災の被害を受けた沿岸市町において、母子世帯等からの生活・就労相談の増加が見込まれるため、関係保健福祉事務所に母子自立支援員を増員するもの。 【事業主体：県】
04	母子寡婦福祉資金貸付及び利子補給事業  【子育て支援課】	ひとり親家庭の母子及び寡婦等に対し、修学・住宅・生活等に必要となる各種の資金の貸し付けを行い自立更正を図るとともに、被災した借受人の負担を軽減するため、利子補給を行うもの。 【事業主体：国，県】

2 児童福祉施設等の整備

- 01 **緊急** 被災保育所等整備事業
- 02 **緊急** 児童厚生施設等災害復旧事業
- 03 **緊急** 県立児童福祉施設等災害復旧事業
- 04 **緊急** 被災私立保育所整備支援事業
- 05 **緊急** 待機児童解消推進事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)							
		復旧期(3年)			再生期 (4年)	発展期 (3年)			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度					
(2)保健・医療・福祉 ②未来を担う子どもたちへの支援 2 児童福祉施設等の整備									
01 被災保育所等整備事業	緊急	[Progress bar from H23 to H32]							
02 児童厚生施設等災害復旧事業	緊急	[Progress bar from H23 to H31]							
03 県立児童福祉施設等災害復旧事業	緊急	[Progress bar from H23 to H24]							
04 被災私立保育所整備支援事業	緊急	[Progress bar from H23 to H24]							
05 待機児童解消推進事業	緊急	[Progress bar from H23 to H32]							

○事業概要

事業名		事業内容
01 緊急	被災保育所等整備事業  【子育て支援課】	被災した保育所（へき地保育所含む。）の整備支援を行うほか、津波被害の甚大な地域において本格復旧が行われるまでの間、市町村が行う応急措置的な保育所整備（仮設保育所の設置や代替保育）について支援するもの。 【事業主体：国，県，市町村】
02 緊急	児童厚生施設等災害復旧事業  【子育て支援課】	被災地域の子育て支援機能の回復を図るため、児童館等の子育て支援施設の復旧を支援するもの。 【事業主体：国，県，市町村】
03 緊急	県立児童福祉施設等災害復旧事業  【子育て支援課】	被災した県立児童福祉施設等の施設・備品等の復旧を図るもの。 【事業主体：国，県】
04 緊急	被災私立保育所整備支援事業  【子育て支援課】	社会福祉法人等が行う災害復旧事業に対し、設置者負担費用の軽減を図るため、整備費用を補助するもの。 【事業主体：国，県】
05 緊急	待機児童解消推進事業  【子育て支援課】	待機児童の解消を図るため、待機児童の多い3歳未満児の受け入れ拡大に向けた保育所整備や家庭的保育者の育成支援等を行うもの。 【事業主体：国，県，市町村】

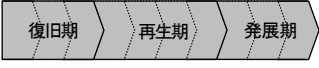
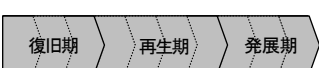
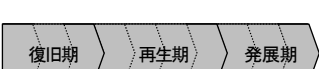
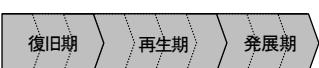
3 地域全体での子ども・子育て支援

- 01 妊婦健康診査支援事業
- 02 子育て支援を進める県民運動推進事業
- 03 次世代育成支援対策事業
- 04 子ども虐待対策事業
- 05 DV被害者支援対策事業
- 06 児童クラブ等促進事業
- 07 保育対策等促進事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)				
		復旧期(3年)			再生期 (4年)	発展期 (3年)
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
(2)保健・医療・福祉 ②未来を担う子どもたちへの支援 3 地域全体での子ども・子育て支援 01 妊婦健康診査支援事業 02 子育て支援を進める県民運動推進事業 03 次世代育成支援対策事業 04 子ども虐待対策事業 05 DV被害者支援対策事業 06 児童クラブ等促進事業 07 保育対策等促進事業						

○事業概要

事業名		事業内容
01	<p>妊婦健康診査支援事業</p>  <p>【子育て支援課】</p>	<p>妊婦健康診査の記録が震災により消失したことから、妊婦が避難先の病院を受診し、再度、感染症等の検査を受けた場合に補助するもの。</p> <p>【事業主体：県，市町村】</p>
02	<p>子育て支援を進める県民運動推進事業</p>  <p>【子育て支援課】</p>	<p>震災により、多くの県民が甚大な被害を受け、長期の避難生活を余儀なくされ、地域における子育て支援機能の低下が懸念されるため、宮城の将来を担う子どもの育ちを地域社会全体で支援していく取組を行うもの。</p> <p>【事業主体：県，市町村】</p>
03	<p>次世代育成支援対策事業</p>  <p>【子育て支援課】</p>	<p>震災により多くの子どもや家庭が様々な被害を受け、大きな不安を抱えるなど、子育てを取り巻く環境が変化しているため、震災復興における子育て支援施策の推進に当たり、次世代育成支援対策地域協議会の提言等を踏まえ、総合的かつ計画的な事業進捗を図るもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>
04	<p>子ども虐待対策事業</p>  <p>【子育て支援課】</p>	<p>震災による不安感や孤立感の増大から発生するネグレクト等の児童虐待の解消を図るため、児童相談所及び保健福祉事務所等の家庭相談室において、専門的な立場からの支援を行うもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
05	<p>DV被害者支援対策事業</p>  <p>【子育て支援課】</p>	<p>震災に伴う生活環境の激変による不安感、ストレス等から増加が予想される配偶者からの暴力の防止やDV被害者の保護及び自立の支援を行うため、アドバイザー派遣やリーフレット等による広報啓発等を実施するもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
06	<p>児童クラブ等促進事業</p>  <p>【子育て支援課】</p>	<p>震災により、共働き家庭やひとり親家庭等の増加が見込まれることから、放課後児童クラブに対する手厚い指導や長時間開所等のニーズに対応するため、健全育成を図る事業に対して補助するもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>
07	<p>保育対策等促進事業</p>  <p>【子育て支援課】</p>	<p>震災によるパートタイム・休日勤務等の増大が見込まれることから、多様なニーズに対応した保育サービスの促進を図るため、市町村が実施又は助成する各種保育サービス事業に要する経費の一部を補助するもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>

③ だれもが住みよい地域社会の構築

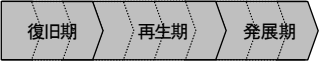
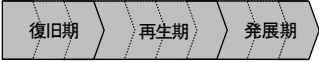


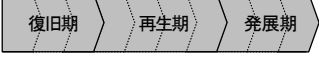
1 県民の心のケア

- 01 **緊急** 心のケアセンター事業
- 02 **緊急** 教育相談充実事業
- 03 **緊急** 高等学校スクールカウンセラー活用事業
- 04 自殺対策緊急強化事業
- 05 **緊急** 子どものこころのケア推進事業(再掲)

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)													
		復旧期(3年)			再生期 (4年)	発展期 (3年)									
		平成23年度	平成24年度	平成25年度											
(2)保健・医療・福祉 ③だれもが住みよい地域社会の構築 1 県民の心のケア															
01 心のケアセンター事業	緊急														
02 教育相談充実事業	緊急														
03 高等学校スクールカウンセラー活用事業	緊急														
04 自殺対策緊急強化事業															
05 子どものこころのケア推進事業(再掲)	緊急														

○事業概要

事業名		事業内容
01 緊急	心のケアセンター事業  【障害福祉課】	被災者の震災による心的外傷後ストレス障害 (PTSD), うつ病, アルコール依存, 自殺等の心の問題に長期的に対応するとともに, 被災精神障害者の医療と地域生活を支援するため, 心のケアの拠点となるセンターを設置するもの。 【事業主体: 国, 県】
02 緊急	教育相談充実事業 (P. 127 に再掲)  【義務教育課】	震災により精神的苦痛を受けた児童生徒が, 一刻も早く正常な学習活動に戻るようするため, スクールカウンセラーの配置・派遣などを通して, 一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに学校生活の中で心の安定がはかれるよう, 相談・支援体制の一層の整備を図るもの。 【事業主体: 国, 県】
03 緊急	高等学校スクールカウンセラー活用事業 (P. 127 に再掲)  【高校教育課】	生徒が精神的に安定した学校生活を送れるよう支援するため, 臨床心理に関して高度に専門的な知識, 経験を有するスクールカウンセラーを配置・派遣するもの。 【事業主体: 国, 県】
04	自殺対策緊急強化事業  【障害福祉課】	震災で複数の問題を抱え, 自殺に追い込まれる被災者が増加することが懸念されることから, 自殺を防ぐための人材を養成するとともに, 県民への広報啓発や市町村・民間団体が実施する自殺対策事業等に助成を行うもの。 【事業主体: 県, 市町村】
05 緊急	子どものこころのケア推進事業 (再掲) P. 29  【子育て支援課】	震災の影響により, PTSD等の症状を呈する児童等に対し, 児童精神科医師及び臨床心理士等による「子どものこころのケアチーム」が巡回指導等を行うもの。 【事業主体: 県】

2 社会福祉施設等の整備

- 01 **緊急** 老人福祉施設等災害復旧支援事業
- 02 **緊急** 介護サービス事業所・施設等復旧支援事業
- 03 **緊急** 障害福祉関係施設災害復旧支援事業
- 04 **緊急** 社会福祉施設等災害復旧支援事業
- 05 **緊急** 障害者生活再建グループホーム・ケアホーム緊急整備事業
- 06 **緊急** 障害福祉施設整備災害復旧費補助事業
- 07 **緊急** 障害福祉サービス事業所等復旧支援費補助事業
- 08 社会福祉法人経営資金貸付利子補給

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急重点事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)				
		復旧期(3年)			再生期(4年)	発展期(3年)
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
(2) 保健・医療・福祉 ③だれもが住みよい地域社会の構築 2 社会福祉施設等の整備						
01 老人福祉施設等災害復旧支援事業	緊急	→				
02 介護サービス事業所・施設等復旧支援事業	緊急	→				
03 障害福祉関係施設災害復旧支援事業	緊急	→				
04 社会福祉施設等災害復旧支援事業	緊急	→				
05 障害者生活再建グループホーム・ケアホーム緊急整備事業	緊急	→				
06 障害福祉施設整備災害復旧費補助事業	緊急	→				
07 障害福祉サービス事業所等復旧支援費補助事業	緊急	→				
08 社会福祉法人経営資金貸付利子補給					→	